

入 札 説 明 書

身体障害者手帳交付事務補助業務
利用端末機器等の借入れ

平成30年10月

奈良県障害福祉課

入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記7の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

記

- 1 公告日 平成30年10月22日

- 2 競争入札に付する調達の内容
 - (1) 入札物件名
身体障害者手帳交付事務補助業務利用端末機器等の借入れ

 - (2) 入札物件の数量及び特質
ノート型パソコン等 6式（マイナンバー用3式、共通端末用3式）（保守業務を含む）
入札は、運搬・搬入費等必要となる諸経費一切を含めた総額で行います。

 - (3) 借入期間
平成30年12月1日から平成35年10月30日

 - (4) 納入場所
奈良県福祉医療部障害福祉課

 - (5) 納入期日
平成30年11月28日

 - (6) その他については、別紙「身体障害者手帳交付事務補助業務利用端末機器等の借入れに係る仕様書」のとおりとします。

- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加する事ができます。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示425号）による競争入札参加資格者で、営業種目〇1貸貸業務に登録している者であること。
 - (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の最終日から入札日までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
 - (4) 本調達で示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績がある者であること。
 - (5) 本調達で示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、か

つ当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類（以下「入札参加資格申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 適合規格承認申請書（別紙A）及び定価見積書

別紙「身体障害者手帳交付事務補助業務利用端末機器等の借入れに係る仕様書」に基づく調達物件としての借入物品としての適否の承認を受けるためのものです。

イ 納入証明書（別紙B）

上記アで示す適合規格承認申請を行った物品等を確実に納入できることを証明するものです。

ウ アフターサービスメンテナンス体制整備証明書（別紙C）

保守期間中の保守体制が整備されていることを証明するものです。

エ 契約履行実績証明書（別紙D）

別紙「身体障害者手帳交付事務補助業務利用端末機器等の借入れに係る仕様書」と同等の契約を締結し、誠実に履行したことを証明するものです。契約履行実績証明書には契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の添付が必要です。（※証明いただいた実績が後述の8（3）イに該当する場合は、契約保証金を免除します。）

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限：平成30年11月2日（金） 午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- ・提出場所：奈良県福祉医療部障害福祉課社会参加促進係（県庁主棟3階）
電話：0742-27-8517（直通）
- ・調整期日：平成30年11月6日（火） 午後5時まで
（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

・方 法：持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限の前日までに必着のこと。また封筒に「身体障害者手帳交付事務補助業務利用端末機器等の借入れに係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。

・部 数：各1部

<その他>

- ・作成及び提出に要する費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

5 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面（FAX）により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）以内に書面を上記4「入札参加資格の確認」の書類の提出場所

に持参して説明を求めることができます。

6 入札方法

- (1) 入札は、リース期間中の1か月当たりの借入金額（借受物品の搬入・設置・調整及びこれらに付随する作業に要する経費、操作等の説明又は教育に要する経費、保守に要する経費及び動産総合保険の加入に要する経費を含みます。）で行います。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
入札書は再度（2回目）の入札を行う場合がありますので2枚用意してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札と同時に提出してください。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載し、その下に代理人と表示して代理人の氏名を記載のうえ、委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することはできません。
- (6) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。その際、見積書が必要となりますので、1部用意してください。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。
- (8) 入札の際には、入札資格参加確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

7 入札書の提出場所等

- (1) 郵送時の入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県福祉医療部障害福祉課社会参加促進係（県庁主棟3階）
電話（直通）0742-27-8517
- (2) 入札説明会
実施しません。
- (3) 入開札の日時及び場所
平成30年11月13日（火） 午前10時00分
奈良市登大路町30番地
奈良県庁医療政策局長室（県庁主棟3階）
- (4) 郵便による入札
ア 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「身体障害者手帳交付事務補助業務利用端末機器等の借入に係る入札書」と朱書して、平成30年11月9日（金）までに到着（必着）するようにしてください。
なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目

入札にかかる入札書の郵便を認めるものとします。

- イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「身体障害者手帳交付事務補助業務利用端末機器等の借入れに係る入札書（初度入札）」又は「身体障害者手帳交付事務補助業務利用端末機器等の借入れに係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」）と各々朱書して、平成30年11月9日（金）までに到着（必着）するようにしてください。
- ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

8 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨とします。

- (2) 入札保証金

免除します。

- (3) 契約保証金

契約の相手方は、1か月当たりの借入金額に借入期間を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合（下記のア又はイに該当する場合）は、免除します。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を複数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による実績を証明する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この説明書に示した競争入札参加資格のない者のした入札

- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア 知事の定める入札条件に違反した入札

イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札

ウ 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札

エ 同一入札書がなした同一事項についての2以上の入札

オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、7の（4）

- に該当する場合は、入札執行事務に関係がない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は直ちに再度（２回目）の入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
 - (3) 落札者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
 - (4) 再度（２回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、６（６）にも示すとおり２回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

11 契約書の作成の要否

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用は落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第１７条の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) この契約は、長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額または削除に係る契約解除等」の条項が入ります。
- (4) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

12 手続における交渉の有無

有。（４「入札参加資格の確認」で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

13 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

14 契約の解除

契約締結後、契約者について13の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるときは、契約の解除をすることがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、13の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

15 その他

- (1) 仕様に関わる質問等については、次に示す連絡先に E-mail または、FAX で送信してください。
質問受付期間は、平成30年10月26日（金）午後5時までとします。
回答については、平成30年10月30日（火）までに奈良県総務部情報システム課のホームページに掲載します。
連絡先
FAX：0742-22-1814
URL：<http://www.pref.nara.jp/10452.htm>
E-mail の場合は、7（1）の問い合わせ先までお電話でおたずねください。
- (2) 入札手続きに関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については、電話でも受け付けます。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、ほかの目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。
- (6) 借入物品の搬入・設置・調整については、発注課の指示に従って、担当者と充分打ち合わせをし、指示に従って下さい。
- (7) この借入物品の請求については、納入後の検査・検収終了後、毎月、前月の借入に関する請求書を提出するものとし、その支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に該当代金を契約者の指定する口座へ振り込むものとします。